

諫早市監査委員告示第14号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月22日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度財政援助団体等及び公の施設の指定管理者監査結果

年度	監査区分	団体名	担当課	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	補助金交付団体監査	公益社団法人諫早市シルバー人材センター	高齢介護課	補助金交付団体に対するもの 【指導事項】 請求書に請求日の記載がなされておらず、前回の監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。 については、適切な支払事務の執行に努められたい。	令和2年1月30日	適切な支払事務を行うとともに、当センターの職員に対し周知徹底を図るよう指導した。
R1	補助金交付団体監査	公益社団法人諫早市シルバー人材センター	高齢介護課	補助金交付団体に対するもの 【指導事項】 公益社団法人諫早市シルバー人材センター財務規程第15条によると、経理責任者は、予算の執行状況を毎月理事長に報告しなければならないと規定されているが、4月分経理状況報告書が遅延している事例が見受けられた。 については、規程に基づく適正な予算の執行報告に努められたい。	令和2年1月30日	公益社団法人諫早市シルバー人材センター財務規程に基づく適正な予算執行報告を行うとともに、当センターの職員に対し周知徹底を図るよう指導した。